

## 吉野川市鴨島地区中学校統合準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 吉野川市立鴨島東中学校及び鴨島第一中学校の統合に関する方針に基づき、鴨島東中学校及び鴨島第一中学校（以下「統合関係校」という。）の統合を円滑に行うために必要な準備、検討及び調整を図るため、吉野川市鴨島地区中学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を吉野川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ報告するものとする。

- (1) 学校の名称、校則等に関すること。
- (2) 学校運営、教育計画等の調整に関すること。
- (3) 通学体制及び通学路の安全対策に関すること。
- (4) P T A の組織及び運営に関すること。
- (5) 生徒の交流事業に関すること。
- (6) 統合に係る式典及び行事に関すること。
- (7) 学校の所有する備品等の調整に関すること。
- (8) その他統合に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 統合関係校の保護者
- (2) 地域代表者
- (3) 統合関係校の教職員
- (4) 教育委員会事務局の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事項に関する検討を行うため、次に掲げる部会を置く。

(1) 総務部会

(2) 学校運営部会

(3) 通学部会

(4) P T A部会

2 部会に属すべき委員及びその部会長は、委員長が指名する。

3 部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課学校再編準備室において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日後最初に開催される委員会は、教育長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第7条関係）

| 部会名      | 所掌事項                                                                                                                                    |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務部会     | 1 学校の名称、校歌等に関する事。<br>2 制服その他の学校指定用品に関する事。<br>3 教材備品の移転計画に関する事。<br>4 保存資料に関する事。<br>5 式典及び行事に関する事。<br>6 跡地利用に関する事。<br>7 他の部会に属さない事項に関する事。 |
| 学校運営部会   | 1 学校運営、教育計画等の調整に関する事。<br>2 学校行事に関する事。<br>3 校則に関する事。<br>4 部活動の調整に関する事。<br>5 生徒会の調整に関する事。<br>6 統合前の交流活動に関する事。                             |
| 通学部会     | 1 通学体制及び通学支援に関する事。<br>2 通学路の安全対策に関する事。                                                                                                  |
| P T A 部会 | 1 P T A の組織及び運営に関する事。<br>2 P T A 規約の制定に関する事。<br>3 P T A の財産の引継ぎに関する事。                                                                   |